

近世における峨山派の展開

著者	圭室 文雄
雑誌名	鶴見大学仏教文化研究所紀要
号	21
ページ	5-10
発行年	2016-03
URL	http://doi.org/10.24791/00000335



近世における峨山派の展開

明治大学名誉教授 圭室 文雄

峨山禅師の六百五十回御遠忌の機会にお話をさせていただくことを光栄に存じます。私に与えられたテーマは、近世に於いて峨山派が教線を拡大させた理由についてです。理由としては大別すると二つあると思います。

第一は、寛永六年（一六二九）總持寺が全国に僧録寺院を五十六カ寺決めますが、その全てが總持寺末寺でした。つまり峨山派です。新しく寺院を創設するときは町村役人が地方僧録寺院に申請し、中本寺を決めてもらい、僧侶を派遣してもらえば寺の新設が可能でした。それゆえ僧録の意向が強く反映されました。

第二は、寛永十二年（一六三五）幕府が寺社奉行を設置し、仏教各宗派に幕府との窓口として、江戸及びその近郊にある有力寺院を触頭寺院として任命したことです。曹洞宗の場合は関三刹（武蔵国龍穩寺・下野国大中寺・下総国總寧寺）が触頭になりました。この三カ寺とも總持寺の末寺で、五院でいえば妙高庵の末寺ということになります。何れも峨山派です。そこで、このように峨山派が曹洞宗の政治的力を發揮することになった背景をみてみます。

このような結果をもたらしたのは近世においては転衣事件から出発したといえます。

転衣事件

この事件は大本山永平寺発刊の『永平寺史』や『永平寺史料全書』に詳しく紹介されております。

寛永四年（一六二七）に永平寺住職祚天と大中寺住職松薫が幕府の命令であるとして、東北地方の三十四カ寺の僧侶が總持寺で取得した転衣は無効であると言い、衣を剥ぎ取り、大中寺の蔵に納めたことから事件は始まりました。

衣を剥ぎ取つた理由は「總持寺で取得した転衣は無効であり、大中寺の推挙で改めて永平寺で転衣をとらなければならぬ」としました。「幕府の老中の布達と寺社伝奏勸修寺家の添書き」を使僧に持たせ回国させた結果でした。

転衣は法律的に言えば元和元年（一六一五）徳川家康が永平寺と總持寺に対して出した寺院法度の中の一カ条でつぎのように規定しています。文言は永平寺・總持寺ともに共通していますが、

二十年の修行を遂げ、江湖頭をいたし、五年僧を経て、転衣の望みあらば、嗣法師の推挙状を持って、登山いたし、申し理わるべし、当寺（永平寺か總持寺）より伝奏について、綸旨を申し降し、そのうえをもって出世転衣披露あるべし、出世の戒牒は綸旨の日付次第の事（「御当家令條」『近世法制史料叢書』第二）とあります。この史料を見る限りでは永平寺のみが転衣を発給する権利を持つていたとは記されていません。

近世の曹洞宗僧侶の出家の年齢は概ね十六歳です。出家後二十年修行し、江湖頭になり、その後五年修行して転衣取得の資格を得ます。一般的には四十一歳になります。この時嗣法師の推挙状を持って本山にのぼり、両本山いづれかで転衣の儀式を行います。その上で本山からの推薦状をもらつて京都の道正庵に赴き、そこでの手続きを経て寺社伝奏勸修寺家に行き辞令を貰い、京都の衣屋海老屋長左衛門で色衣を購入し、これまでの黒衣から色衣を着用することが出来るようになります。色衣の色は紫衣と黄衣は着用できませんが、その他の色はどれでもよかつたようです。

ところで何故転衣事件が起こつたのかと言いますと、近世には両本山とも転衣は金五百兩で与えています。近世初期には両本山ともに毎年約百人で、金五百兩の収入を得、近世中期以降は両本山とも約二百人で金千兩の収入を得ています。これは両本山の経常経費の約八割を占める金額です。そのため転衣の人数をいかに増やすかが両本山にとっては大きな問題でした。

總持寺幕府に上訴

寛永五年（一六二八）總持寺は永平寺と大中寺を「謀書・謀判の科」で幕府に訴えています。この間の事情を幕府側の史料である『本光国師日記』（金地院崇伝の日記）でみてみますと、寛永六年（一六二九）三月十一日の条に、十一日、土井大炊頭殿・酒井讃岐侯より連署来る、案にあり、永平寺・總持寺出入りについて、明朝使僧中へあい尋ね候儀御座候間、これにより酒井雅楽にて寄合い申候、しからば貴院も御聞き候様にとの御事に御座候間、その心得候てお出でならるべく候、恐惶謹言

三月十一日

酒井讃岐守在判

土井大炊頭在判

国師様侍者御中

（『本光国師日記』第四）

とあります。この書簡は老中酒井讃岐守忠勝と老中土井大炊頭利勝の両名より金地院崇伝に宛てたものです。その趣旨は三月十二日朝、老中酒井雅楽頭忠世の役宅において永平寺・總持寺の出入り（争論）について、両本山の役僧に問いただす会合を持ちたいので元和元年の両本山への寺院法度の起草者でもあり、寺社行政に詳しい金地院崇伝にも是非出席してほしいと要請している様子が伺えます。

その後『本光国師日記』には四月二日の条にも老中酒井雅楽頭忠世宅において寄合いがあり、その席に金地院崇伝が参加して永平寺と總持寺を呼び出して問いただしていることがわかります。とにかく転衣争論の決断は老中の判断に任せることになりました。

老中の裁断

老中の裁断がくだされたのは寛永六年（一六二九）六月二十二日のことでした。この間の様子を寛永六年『能州公用留』（大本山總持寺祖院文書）にみてみますと、これは總持寺五院から金沢城下天徳院・宝円寺に、七月十八日付けで出した書簡の写しですが、次のように記しています。

そもそも永平寺・当寺（總持寺）の出入りの儀六月二十二日御上意を以つて、永平寺祚天和尚伊勢へ流罪、大中寺松薫長老は越後に流罪、泉虎・玄達両僧も同罪に仰せ付けられ候、向後扶桑国中（日本国中）僧録相決め候て堅く御朱印之旨を相守り、峨山門下は先規の如く堅く制法の旨たるべし、御上意を以つて、土井大炊頭殿・酒井雅楽殿仰せ渡され落着し候、これは中納言殿（加賀藩主前田利常）の御威光をもつて貴寺の取持ちの程五院一山悦び入り候（中略）僧録定の儀はよくよく御分別頼み入り候、まず以つて先規の如く峨山門下の儀当寺の指引き（指図をすること）に仰付けられこのうえなくありがたく悦び申す事に御座候

と、總持寺は今回の永平寺との争論において全面的に勝利を得たこと、これは加賀藩主前田利常の力添えであることとこれに対して謝辞を述べるとともに、加賀藩との仲介役になった天徳寺・宝円寺の取持ちについても感謝しています。結果的には「謀書・謀判の科」で永平寺祚天・大中寺松薫・泉虎・玄達の流罪が決まったこと、峨山門下（總持寺末寺）の僧侶は總持寺で転衣の資格をとることが従来どおり認められたとしています。さらに老中は總持寺に対して曹洞宗僧録寺院を決めて、徳川家康が両本山に出した寺院法度の主旨を守るよう徹底すべく指示したとしています。この書簡によると僧録を決めるに当たっては天徳院・宝円寺の協力も求めています。

八月十三日までは總持寺が僧録寺院を決めていたようです。実はこの日全国の僧録寺院に対して今回の永平寺との争論の結果を報告しています。

この度天下曹洞門下五院評議を以つて、定め置き申す趣は、以来の儀は峨山一派の宗派たるの仁は、曹洞宗において転衣の儀最もたるべし、もし宗派を乱す瑞世者（転衣者）これあるにおいては、聞き出し次第にて擯罰せしむべ

し、(『能州公用留』)

とし、峨山派の寺院はいづれも転衣は總持寺でとるように命じています。また同日付で總持寺は「扶桑国曹洞宗諸寺庵法度之事」を全国の末寺に出しています。

總持寺はこの時期全国に僧録寺院を五十六カ寺設置しています。これらの僧録寺院は全て總持寺末寺です。永平寺末寺は含まれていません。曹洞宗の近世的寺院の成立は寛永十五年(一六三八)島原城が落城してキリシタン禁制のため寺請制度が実施されたあと続々と建立されました。新寺建立の手続きは、中本寺の許可を経て僧録寺院に町村役人が申請して認められました。全国の僧録寺院が全て峨山派であったため、この段階で成立した曹洞宗寺院の多くは当然のことながら總持寺末寺(峨山派)になりました。

近世的寺院の成立

寛永段階において多くの曹洞宗寺院が成立し、その多くが峨山派寺院であること、その理由は僧録寺院五十六カ寺全てが峨山派寺院であることを指摘しました。近世寺院の成立の第二の段階は寛文年間(一六六一～七二)です。

寛文四年(一六六四)幕府は全国の大名に対して、宗門奉行(寺社奉行)を領内に設置して一段とキリシタンの取り締まりを強化するよう命じました。そのためには町村単位で寺の住職に対して庶民の個人単位の寺請証文の作成と、町村単位の宗門人別改帳(戸籍)の個人名の上への押印を義務付けています。

これに応じて翌五年には各大名領に宗門奉行が新設され、個人単位の寺請証文の作成と、それを集約した町村単位の宗門人別改帳が作成されました。ところがこの時期、全国に約六万四千カ町村がありましたのに、それに対応できる寺院数はありませんでした。そこで仏教各宗派とも続々と新しい寺を創立しました。これまでの堂や庵に僧侶を定住させ、寺院に昇格させていく動きが出てきました。近世に作成された全国各地の地誌や寺院明細帳をみますと寛文

年間に創立された寺がかなり多く見受けられます。

曹洞宗においても寛永六年（一六二九）の僧録決定以降も僧録寺院を続々と増加させています。数多く出来た新しい寺院を統制し、キリシタン弾圧を徹底させるため、大名たちは領内の仏教各宗派の有力寺院を領内の触頭寺院としています。大本山永平寺に残る延宝九年（一六八一）の曹洞宗僧録寺院書上によると、寛永六年以降この時期まで新たに作られた僧録寺院は百七カ寺に及びます。これらの寺院の中には、各大名領で曹洞宗の触頭とされた寺院が数多く含まれています。

新たに成立した僧録寺院百七カ寺の中でも圧倒的に峨山派の寺院が多く、永平寺派の寺院は八カ寺のみで、全体の七・五%に過ぎません

一方、『曹洞宗寺院本末帳』で峨山派の寺院数をみてみますと、延享四年（一七四七）は総寺院数一万七千五百六十七カ寺の内、約九二%が峨山派、天明五年（一七八五）総寺院数一万八千七百六十九カ寺の内、約九五%、文化二年（一八〇五）総寺院数一万七千七百八十三カ寺の内約九五%と、何れも圧倒的に峨山派の末寺が多いことがわかります。

峨山禅師の優秀な弟子五哲や二十五哲といわれた人びとが活躍した時代を曹洞宗の点的存在とすれば、その弟子たちが全国に分散して行き、そこを拠点として更にその弟子たちを養成していった段階で曹洞宗はそれが線になり、さらに近世になり寛永以降作られた僧録を軸として展開し、末寺が増加していった段階を面としてとらえることが出来ると思います。近世は峨山派を中心とする曹洞宗が大教団として発展していった段階と位置づけることが出来ると思います。